

## 徳島市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月2日

徳島市監査委員 筱井寿範  
同 藤原晃  
同 須見矩明  
同 藤田真由美

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

1 監査対象団体	徳島食肉有限責任事業組合（公の施設の指定管理者）
2 所管部課	経済部 農林水産課
3 対象期間等	令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
4 指定管理	
ア 施設名	徳島市立食肉センター
イ 指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 指定管理料	令和7年度 76,311,000円

#### 第2 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年1月26日まで

#### 第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

徳島食肉有限責任事業組合の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おむね適正に処理されていた。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。